

# 室町期における九条家領荘園について

## ―尾張国二宮荘を中心として―

小森 正明

はじめに

小稿は、室町期の九条家領荘園の一つについて考察するものである。九条家領荘園については、従来成立期の問題に多くの成果がみられる。<sup>(1)</sup>しかし、荘園制衰退期の家領荘園については、九条政基（二四九、五三六）による直務支配で著名な和泉国日根野荘に多くの関心がもたれているのみで、<sup>(2)</sup>この他実態を伴った当該期の家領荘園については一部を除いてはあまり関心にのぼらなかった。

近年、公家領荘園に関わる成果も多く手にできるようになり、<sup>(3)</sup>また室町期の荘園体制を新たに評価し直す動向もみられるなど、当該期の荘園制に対する関心は高いとみてよい。小稿は、こうした動向に対して正面から論ずる用意はないが、この時期の公家領荘園のあり方について検討しようとするささやかな試みである。

当該期の公家社会は、政治的にも経済的にも没落期にあるとされているが、公家達はこの時期を乗り切って近世社会を迎えるところとなったのは事実であり、細々ながらも家領の維持に腐心していたことは間違いない。そしてこ

の事実は見逃してはならないであろうと思う。<sup>(4)</sup>

小稿では、この家領の維持に重要な役割を果たした家司層の動向なども視野に入れて論じてみたいが、この点についてはすでに家司唐橋氏の役割を論じた拙稿<sup>(5)</sup>や室町期の九条家領と家司層との関係に注目した廣田浩治の論文<sup>(6)</sup>があり、これらの成果や新たな史料などを通じて当該期の九条家領の一端について考えてみたい。

ここでとりあげるのは九条政基がかつて在荘したところのある尾張国二宮荘<sup>(8)</sup>である。恐らく、わずかな期間とはいえ二宮荘に下向した経験は、のちの日根野荘に下向するに至る前提をなすと考えられる。<sup>(9)</sup>勿論、後述するように二宮荘での経験は、政基にとってどれほどの意味をもち、また具体的にどのような家領経営に直結したのかなどは不明とせざるを得ないが、二宮荘での経験は政基にとって意味のあったことではなかったろうか。

### 一 室町後期の九条家領

まず次の史料<sup>(10)</sup>の検討からはじめたい。（～内割書。以下同。）

応永卅二年閏六月九日家領段錢御教書到来、則段錢注文、

七十二貫	安田・蔭山・田原各庄	四十貫	二宮
四十貫	日根庄	四十貫	駅里庄
三十貫	若山庄	貳拾貫	輪田庄
十五貫	当領内	八貫六百余	新田庄
五貫六百	輪田東方	七貫	梅津庄
五貫	町野庄	五貫	岩田庄
五貫	下有智（富島・鞍貫・兩人沙汰分）		

以上貳百九十三貫二百

この史料については、既に田沼陸によって分析され、その性格について論じられている<sup>14)</sup>。その成果によれば、この史料は九条家の邸宅修理のために家領段錢を賦課した折の家領莊園の一覽と考えられ、その家領からの段錢の額を示したものである。その点からいえば、この注文は当時の九条家を実質的に支配可能であった家領の総体を示す史料であるといえよう。

その中でも、二宮・日根・駅里各庄が「四十貫文」と比較的多くの段錢の徴収が可能であったことがわかる。また末尾の合計額からみて安田・蔭山・田原の各庄は、合計が「七十二貫」と考えるべきであろう。その他の家領についても一定度の段錢徴収が可能で、細々ながらも当該期に所領経営が可能であった家領は比較的多かった実態がわかる。このうち日根庄は、和泉國の日根野庄として知られる家領で、のちに満家の子政基が約四カ年にわたって在荘し、直務支配を行ったところとして著名である。

鎌倉期の九条家領莊園の総体については、飯倉晴武による九条道家惣処分状の分析などにより、建長二年（一二五〇）段階で道家が管領していた所領は、

一一一箇所確認できるが、このうち九条家領となったのは二六箇所である。その後の変遷により建武三年（一二三三）八月二四日付けの左大将家（九条道家）政所注進当知行地目録案（案）<sup>15)</sup>には、四〇箇所の当知行地をあげている。この四〇箇所が、鎌倉期を通じての九条家領莊園の総体といってよいだろう。この中には「尾張國大県社（一円）」とみえ、鎌倉期を通じて二宮庄は九条家領莊園の一つとして支配の対象となっていたのである。

このように九条家領莊園は、鎌倉期を通じておおよそ維持されていたと考えられるが、南北朝の内乱・室町幕府の成立を経て、武家勢力の侵略により漸次減少の一途をたどることとなった。その結果が先に紹介した史料としてあらわれた状況であり、当知行分は応永三二年（一四二五）の段階で一五箇所となり、更に永享五年（一四五三）には一二箇所に減少していたのである<sup>16)</sup>。それが以下の各庄である。

〔播磨國〕

安田庄 多可郡所在。永享四年（一四二二）頃までの史料が残る。  
蔭山庄 神崎郡所在。天文三年（一五三四）頃までの史料が残る。  
田原庄 神崎郡所在。天文二年（一五三三）頃までの史料が残る。

〔尾張國〕

二宮庄 丹羽郡所在。文明十一年（一四七三）頃までの史料が残る。

〔備中國〕

駅里庄 小田郡所在。永正一五年（一五二八）頃までの史料が残る。  
輪田庄 八部郡所在。文明六年（一四五七）頃までの史料が残る。

〔和泉國〕

日根野庄 日根郡所在。天文二年（一五三三）頃までの史料が残る。

〔能登国〕

若山荘 珠洲郡所在。文明元年（四六六）頃までの史料が残る。

町野荘 鳳至郡所在。文明一六年（四八四）頃までの史料が残る。

〔美濃国〕

岩田荘 大野郡所在。

下有智荘 武芸郡所在。長享三年（四八九）頃までの史料が残る。

〔但馬国〕

新田荘 城崎郡所在。

しかし、天正一三年（五六七）五月一四日、九条家から前田玄以宛に提出された九条殿当知行目録案并不知行目録等（九条家）によれば、この段階で知行可能な九条家領は京都の東九条を中心とするわずかなもので、石高「参百拾八石八斗四升四合九夕八才」にとどまった。これに対して不知行地と化していたのは、三三箇所の多くにのぼっている。永享五年の段階に比して三倍近くの家領荘園をあげているが、これは当時の九条家が三三箇所を家領荘園と認識していたためであろう。しかしどの荘園も既に不知行と化していたと考えられ、九条家による支配の実態は無かった。

こうして鎌倉期に成立した九条家領荘園の支配は、一六世紀半ば頃までには既に終焉を迎えていたのである。

## 二 二宮荘の成立と九条家

ここでは、二宮荘の概略について言及したいが、まず九条家領化以前の状況について述べておく。

尾張国二宮荘は、現在の愛知県犬山市宮山に鎮座する大県社周辺に展開したと考えられる荘園である（「周辺地図」参照）。荘名二宮の由来は、大県社が尾張国の二宮として位置づけられたためである。ちなみに一宮は愛知県一宮市に鎮座する真清田社である。

康治二年（一二四）七月一六日の尾張国安食郷内田島等檢注帳案には、「大県宮領四町」「大県宮領九町三段六十歩」とあり、醍醐寺領の尾張国安食郷内に大県社領が混在していたことがわかる。安食郷はのちの安食荘であり、この醍醐寺領として立荘されたのである。ちなみに安食荘は、愛知県西春日井郡東南部・春日井市西南部、名古屋市北区にかかる広大な荘園であった。<sup>(17)</sup> 大県社領については、この康治の史料を初見とするが、同社は既に「延喜式」の神名帳の尾張国「丹羽郡廿二座」のうちに「大県神社（名神大）」とあり、しかるべき神領を形成していたと推測されるので、先の史料にあらわれたのはその一部であったであろう。大県社は、二宮となったところからその周辺の社領も二宮荘と称されるに至ったのである。

二宮荘の荘域については、確定できる史料をもたないが、その故地は現在の愛知県犬山市宮山周辺の地域であろうと思われる。またかつて二之宮村と称されていたのは、現在の同市北大門・宮山・堂屋敷・倉曾洞などの地域とされているので、大県社所在の宮山を含む地域一帯が旧二宮荘域と考えられる。神社は、名鉄小牧線楽田駅の東方約二キロの地点に鎮座している。<sup>(18)</sup>

この二宮荘は、一二世紀の初頭には鳥羽院領であったことが知られるが、のち後鳥羽天皇の乳母であり宮廷に威をふるった藤原兼子に伝領された。また、当荘はかつて九条兼実が鳥羽院領竹田荘の替として知行していたことのある荘園であったことを知る（九条西八）。本来、九条家とは縁のあった荘園



「周辺地図」

(明治19年輯製 20万分1「名古屋」による)

といえようが、それ以上のことは不明である。

しかし、承久の乱後は鎌倉幕府によって収公され、北条政子の意により、承久三年(二三三)八月、丹波国和久荘・播磨国佐用荘とともに九条家に与えられたのである。この時の北条義時書状案(九条四九三)によれば、「尾張国大泉社(元卿二品家沙汰)」とみえる。卿二品は藤原兼子のことである。

九条家に与えられるに際しては、一円支配が認められ、武家方の地頭職を伴わない支配が実現した。いわゆる一円領化であった。前述の北条義時書状には「且不補別地頭、一向被猷候也」とみえる。これが、二宮荘(大泉社)が九条家領となった経緯である。しかし後述するように田所職が大泉社の大宮司職を継承する原氏に掌握されていたところから、のちに紛争の原因となっていく。原氏は幕府の御家人ともなっており、いわゆる在地領主として二

宮荘の支配に関わってきた経緯があり、九条家にとつて幕府から一円領としての支配が認められたとはいえ、原氏のような在地勢力との関係は簡単に断ち切ることはできなかったのである。

建長二年(二五〇)の九条道家物処分状(九条五七)には、この荘に関して次のようにある。

姫君

尾張国大泉社(件庄、〔家改〕関東尼品、承久大乱之刻、所志給庄内也、)

(中略)

一期後、為家長人、子孫中有志之人相計可被讓与也、

この記述によつて二宮荘は道家の姫君に一期を限り讓与されたことがわかる。また建長三年一〇月一五日の九条道家の室倫子の讓状(九条〇三)の存在により、姫君は「粟生姫君」と称され、のちに出家して「粟生禪尼」とよばれた人物であったことも判明している。<sup>②</sup>そして、粟生姫君の所領となった二宮荘は越後国の白河荘などとともに禪尼没後、遺領として九条忠教が管領するところとなり(九条一八三)、忠教以降代々の家領として伝領していくこととなる。

こうして二宮荘は、九条家の当主が代々伝領する九条家領荘園の一つとなったのである。そして、実質的な支配の及ぶ荘園として室町末期まで細々ながらも続いていく。この事實は二宮荘が一円領として寄進されたということが大きいと考えられる。しかし、この間大泉社の大宮司であり田所職を継承していた在地の原氏との間に相論も生じていた。

それは永仁三年(三三五)九月一二日付けの関東下知状案(九条四三三)で裁許された二箇条によつてわかる。この関東下知状で争われた論点は、まず開

発領主である原氏の田畠の領有を二宮荘内で認めるかどうかという点であった。これには、当荘が一円進止の地として九条家に寄進されたということから原氏の訴えは退けられている。またもう一点は当荘の田所職が二宮社領の八十余町の中に含まれているという原氏の訴えについても、一円進止の地のため同様に退けられている。

このように、開発領主と称する原氏の訴えは、九条家が一円支配を認められていたところからいずれも退けられる結果となっている。

先の裁許の結果かと思われるが、永仁六年には関東御教書(九条、四〇〇)が九条家宛に発給され、「尾張国大県宮事、御伝領不可有相違之由」が確認されている。この関東御教書は、先の相論の結果をうけて鎌倉幕府によって改めて二宮荘が安堵された証左といえよう。

こうして、二宮荘は九条家にとって実態のある、支配の及ぶ家領の一つとなっていたのである。

永仁五年八月の御所大番役定書案(九条、五〇四)には、「二月若やまの庄・二のミヤの庄・日称の〔庄〕とみえ、能登国若山荘、尾張国二宮荘、和泉国日根野荘の三荘からの人夫が九条家御所の大番を勤仕していたことがわかる。また、作成された時期は特定できないが、室町初期のもの」と推定される諸御領伝神事役等注文(九条、五〇六)

表1 応永3年 二宮荘給分一覧

名 前	給 分	備 考
姫君	二宮月宛等	母・一条局
姫君(8歳・4歳)	藤山荘下村・二宮月宛	一期間
一条局	二宮月宛給分1000疋	一期間
二条局	二宮月宛毎月100疋・給物1000疋	
経教	大県宮月宛3000疋の内2000疋	仏事用途
新中納言	田原・二宮月宛(二宮年貢内1000疋)	
別当局	田原・二宮月宛	

※出典 九条28号

じ)には、

尾張国

大県社

恒例役

成就宮祭祿上絹一疋(動乱以後無沙汰)

無沙汰

御懺法非時一具

とみえており、恐らく二宮荘は鎌倉期を通じて、九条家の諸仏事・神事に関わる経済的負担をしていたと考えられる。しかし、この頃から一部無沙汰となっていた所役もあったものとみられる。これは南北朝の動乱によるものである。

このほか、表1にみられるように主として九条家の女性達に対する用途や仏事に二宮荘からの月宛の料足が宛てられており、その上分は九条家にとつて欠かすことのできないものとなっていたのであった。

### 三 政基と二宮荘

さて、ここでは二宮荘と九条政基の支配についてみておきたい。このことについては安西欣治によって既に指摘されており、まずは安西の明らかにした成果によって政基の尾張国二宮荘への下向について述べておきたい。

この時期の九条家領の全体像については既に述べたところではあるが、九条家領の絶対的な減少は、各地の守護や国人勢力の侵食によるところが大きい。こうした状況は九条家にとどまらずその他の公家領はもとより寺社領に

ついてもこの時期一般化していった現象であった。

しかし、この状況下でも九条家の支配が及ぶ荘園は僅かながらも存在していた。そのうちの一つが尾張国に所在する二宮荘であった。この荘園に政基が下向したのは文明二年（四七〇）のことで、時に政基二六歳、右大臣であった。

政基がこの地に下向したことは、『大乘院寺社雜事記』の文明二年四月一日及び一日条に次のようにみえることから明らかである。

〔一日条〕

九条成身院僧都下向、見參了、京都義尚々無正体無、以外次第云々、九条殿（政基）右府近日尾州二宮二可有御下向之由、及御沙汰云々、

〔二一日条〕

九条殿（政基）右大臣此間以如形之儀御座依難叶、去月晦日尾州二宮莊二御下向、步行御儀也、唐橋（政基）三位為御迎上洛、女中・若君猶以御移、九条有様自元無正体、猶以如広野也、前内大臣（政基）ハ于今安位寺殿二御座、

『大乘院寺社雜事記』の記主尋尊は、九条家の庶流である一条家の当主兼良の息で、九条家の動向には関心が高かったと考えられる。この記事は、政基は内室や若君など一家をあげて下向し、それには当時二宮莊務を担っていた家司唐橋在治が京都まで出迎えにきたことや、徒歩での下向であったこと、このため九条邸は誰もいなくなり「広野」のようになったこと、前の内大臣九条政忠はとどまり安位寺に移居したことなどを伝えている。

政基の内室は、家司唐橋在忠の娘で、若君は応仁二年（四六六）に誕生したばかりの尚経であろう。時に三歳である。また政忠は、政基の父満家の孫で、政基が家督を継ぐ前に九条家当主となっていた人物。政基は家督相続をめく

つて政忠と争い、当主となつたばかりであった。こうしたことから、当時政忠は九条邸を離れ安位寺に隠棲していたのである。因みに安位寺は、満家の弟である大乘院経覚が隠棲した寺院でもあり、政忠の安位寺移居は経覚の配慮と推測される。

さて先の記事から、当時の九条家の人々は九条邸を離れていた様子がわかる。文明二年といえ、その三年前にいわゆる応仁文明の乱が勃発し、その余塵が収まる気配もなく、京都市中が戦場と化していた。翌年からは公家や僧侶などが、京都より各地に避難を始めており、政基たちもこうした戦乱を避けるために家領荘園に避難する決断をしたと思われる。そしてこの決断には、現地に下向して年貢の収納にあたっていた家司唐橋在治の判断によるところが大きかったと考えられる。

ところで、当時の二宮莊での政基たちの暮らしぶりを知ることのできる史料はなく、また現地にも九条家による家領支配の痕跡を見いだすことは困難である。それは翌年の文明三年の正月には政基たちは近江国の坂本に滞在していることが判明しており、二宮莊での滞在は半年足らずの短期間であったためでもある。

しかし、当時の二宮莊は織田氏の代官請としてかなりの年貢が期待できる状況にあったと考えられ、現地に政基一行が下向する意味はあった。そして家領支配の一応の安定を確認し、京都に近い近江国坂本へと移っていったと考えたい。のちに政基はこの坂本に滞在することが多くなるが、この滞在には伯父の三井寺長吏道尊の尽力によるところが大きいと思われる。当時の坂本は、九条家のみならず多数の公家たちも避難生活を送っていた。当地は比叡山の麓であり、京都とは山を隔て比較的至近距離に位置し、京都との行き

来も容易で、絶好の避難場所であったのである。<sup>(28)</sup>

#### 四 二宮荘の代官

この二宮荘の支配には、九条経教の子で興福寺大乘院門跡となっていた経覚が関与していたようである。それは満家が晩年を迎え、また当時の当主政忠と政基が幼少であったためと考えられる。

経教の子忠基と教嗣は早世したため、九条家は経教の末子満家が忠基の猶子として家督を継承した。そして、満家の次は満家の嫡男加々丸が家督を継ぐべきであったが、加々丸は生来病弱であつたらしくその子政忠が家督を継承したのである。つまり満家の孫である。加々丸はその後出家している。<sup>(29)</sup>

しかし、満家は自身の末子である政基をも家督とすべしとした置文を遺したとされ、こうした状況が家督争いの原因となつたのである。政基の母の出自である唐橋氏などは、恐らくはこの置文をもとに政基を置いていたようである。唐橋氏は既に述べたように九条家の家司として重きを置いており、家領経営の手腕など九条家経済にとつて大きな役割を果たしていた。そのため唐橋氏の発言力は大きかつたとみてよい。<sup>(30)</sup> 実際、危機的状况にあつた当該期の九条家領荘園の経営にあつて唐橋氏の果たした役割は大きく、後掲の表2にみられるように現地に臨んでの算用状の作成など、唐橋氏によるものが比較的多く残されている。

さて、兄二人が次々に早世したために九条家を継承した満家としては、政忠・政基という男子二人に九条家の行く末を託そうとしたのではないか。しかし、こうした措置は満家の思いとは裏腹に家督争いという状況を引き起こ

してしまつたのである。満家の弟にあたる経覚の日記『経覚私要鈔』には、この間の経緯を次のように記している。

〔文安五（四〇）年九月二七日条〕

家門事、御病氣既十死一生也、御一期之後者、万事被憑思食候、扶持立小性、可取沙汰旨承之間、心中条々申所存了、肝要難儀趣也、

〔同年九月二九日条〕

参殿中了、御遺跡可計申間事、今日重々雖申所存、平被憑思食之由被示之間、力無可存其分由、返答申了、且当殿中御幼少之時、故僧正被計申間、御嘉例歟之由まで被仰了、則有御書、就中御置文一通被預之、御事一定後、可披露事歟、

〔同年一〇月四日条〕

参殿中了、御遺跡事、既十歳孫可有相続之由、被進讓状之処、又四歳実子可持之由、被進御状云々、仍両方母義可為愚身計旨重々被申之、太不得意次第也、仍可被一定旨申入殿中了、猶不思定旨返答、慮外無極也、

〔同年一〇月五日条〕

御遺跡事、両若公相論、云外聞、云実儀、可及沙汰之条不可然、且殿中御沙汰篇々、人以無正体可存事也、早被思食定、可被一定旨、再三雖申入、猶以被無沙汰間、（中略）且如何御計哉之由申入之処、先可申意見之由被仰、仍可申入愚存旨申之、就其既両方へ被進御安堵之上者、一方被悔反之条不便、（中略）所詮就御実子、先惣御遺跡事四歳若公可被讓進候、但御幼稚沙汰外上者、先就高年十歳若公可有取御沙汰、御先途以後早可被進家門於四歳若公、如此有御沙汰、定両方之御意趣不可有歟、御家門無為之由存旨申入了、（中略）仍以此趣可有御治定旨被仰了、（後

略)

以上の経緯により、九条家の家督は、まず政忠が嗣いで、政基が成人した暁には、その座を譲るといふ経覚の具申をいれて、満家は家督を決定したのであった。<sup>(28)</sup>そして、この間経覚が九条家領莊園の経営に関与するところとなつたのである。『経覚私要鈔』に九条家領のことが比較的多くみられるのはこうした背景による。

さて、二宮莊は本来九条家の一円支配が原則ではあつたが、在地の原氏などが田所職を掌握していたため、原氏との間に軋轢が生じていたことなどは、既に述べたところである。また現存する「九条家文書」には、二宮莊に関する史料は少なく、<sup>(29)</sup>その間の経緯を具体的に知ることはできない状況である。しかし、室町期の満家の時代には、既に代官の請負になつていたらしく、代官織田氏の請文が残されている。<sup>(30)</sup>

#### 二宮織田請文案

九条殿御家門領尾張国二宮(大県社)御代官職条々事、

- 一、御月宛自二月至六月毎月十貫文宛、自七月至十一月参拾五貫文宛、都合式百五十貫不謂干水損請切可致沙汰候、
- 一、寺沙汰方事者、可為御直納候之上者、一向大小事、為御代官不可□申候、
- 一、段銭事、被相懸之時者、任田数御上使相共致沙汰候、但沙汰之料足十分一者、可為御代官得分候、
- 一、地下・社家検断事者、本所様へ注進申可致沙汰候、一献分并検断物等、於半分者、可執沙汰申候、半分者、可為御代官得分候、
- 一、散銭事者、三々分之御本所一分、社家一分、御代官一分可給候、

- 一、神馬出来候者、可沙汰者、御本所可進上申候、一度ハ御代官可給候、
- 一、御月宛当月を無沙汰申候て、次ノ月十日過ては加利平可沙汰申候、利平ハ六文子御代官御公用秘計申候ハんすると、為利平にて候へし、
- 一、木津寄等事、千万にて候、注進半分ハ、本所進上可申候、半分ハ御代官可為得分候、

一、春日社御供銭卷貫文、七月朔以前可進上申候、

右条々、捧請文候之上者、不謂干水損、為請切致沙汰候、次夫賃事、京着式百五十文定申候之上に勘定不可申候、雖聊候、背此請文、御月次等致無沙汰、或又依為国方被官、以御代官之号、於社家、地下致無理非法候者、雖何時候、可被召報御代官職候、其時更不可申一言子細候、若募国方之権威、難洪申候者、可預殊御罪科候、仍為後日請文之状如件、

文安元年八月日

織田豊後守

直信判

<sup>(31)</sup> 万里小路殿御奉行所

この請文によれば、二宮莊の請負額は、年間二五〇貫文であつた。この他、「寺沙汰方」「段銭」「地下・社検断」「散銭」「神馬」「木津寄」「春日社御供銭」のことについて、それぞれの請負項目について述べており、九条家との契約内容を具体的に窺い知ることのできる史料となつてゐる。恐らくは、従来の代官請の項目を踏襲し、九条家側から提示されたものであつたと思われる。この史料にみえる織田豊後守直信は、現存の『織田系図』<sup>(32)</sup>などには確認できないが、二宮莊所在の犬山周辺に本拠をもつ一流の存在は確認できる。直信は尾張国守護代一族ではなかつたらうか。恐らく、原氏にかわつてこの地域に勢力を伸ばしてきた織田一族が二宮莊の代官となつたのであろう。



しかし、この織田直信の請文が提出されて一〇年を経た享徳二年（四六〇）『経覚私要鈔』の三月一日条には次のようにみえる。

九条家領<sup>尾州</sup>二宮事、織田豊後<sup>みちのち</sup>此間為代官、而就諸事申懸非分煩之間、惣庄令同心逃散了、早自本所被下人可成敗之由、自地下申上候両度状等河内守在安持下了間、忿罷下、先耕作事雖為何篇可沙汰由、可成敗旨仰合間、今朝罷上了、

また、三月二九日条に「就二宮事、自在<sup>みちのち</sup>豊卿方給田中男了」、五月二七日条に「自九条就二宮事申云、去廿三日散在年貢事為令催促下人之処、先代官豊後入道卒大勢打入庄家間、雖訪戦手負以下濟々在之、如今ハ珍事之由申間、伺申上裁」とあり、代官織田直信のもとでの在地の状況を伝えている。

これら一連の記述から窺えるのは、織田豊後守による非分の賦課による在地の百姓の逃散事件であり、また九条家による年貢取納に対する織田豊後守の妨害行動である。この妨害により派遣された九条家の家人たちは負傷してしまつたのである。

この後、二宮荘の代官は改替されたと考えられ、『経覚私要鈔』享徳二年一二月二八日条に、次の記事がみえる。

今日<sup>経</sup>経胤事為家門侍分之由兼申之間、御拝賀以下御共事可勤仕者也、而為無給者為如何様哉由思給之処、二宮内式町六反与野田宗左衛門跡被御□云々、面目之至也、仍楯・鳥一双進之、端局若公にも楯・鯛一懸進之由申之、又相公所へも楯一・鳥一遣云々、此間藏人之由召之、而殿中侍者、藏人未無其例之間、可為能登左衛門之由、被載奉書者也、

ここにみえる畑経胤なる人物が新たに代官となり、荘内の二町六反の「野田宗左衛門跡」を給分として得たのであろう。そして畑経胤は九条家の侍と

して活動している様子が見える記事も散見される。

しかし、二宮荘の代官はたびたび改替されているようで、『経覚私要鈔』長祿四年（四六〇）五月一〇日条には、「就二宮事、今日一両度可問答<sup>富小路</sup>通慶由、仰付在安了」と見え、二宮荘につき富小路通慶に石井在安をもつて問うている。通慶はこの頃二宮荘の莊務に携わっていたと見え、

このことから経覚が九条家の侍石井在安を通じて富小路通慶に問うたのであろう。とすれば、通慶は二宮荘と京都を行き来していた可能性が高い。

富小路通慶は、のちに政基・尚経の二代にわたり九条家の家司として顕著な活動をみせる富小路俊通の父であり、経覚の日記『経覚私要鈔』にしばしばその姿をみせる人物である。通慶は石見守の官途を称し、医術に通じ、九条家の当主や経覚の治療などにあたり、またその邸に経覚を招き饗応するなど、この時期九条家とその周辺に顕著な働きかけをしている。子の俊通も医術に通じ、九条家の家司としても家領経営に手腕を発揮するが、この父通慶の存在はのちの富小路家にとつ

表2 唐橋氏注進算用状一覧

番号	年・月・日	西暦	文 書 名	注進者	荘園名	文書番号
1	文明 3・12・一	1471	尾張国二宮社本郷分算用状	唐橋在治	二宮荘	1442
2	文明 4・12・23	1472	播磨国田原莊年貢算用状	同	田原莊	456
3	文明 4・12・一	1472	尾張国二宮社本郷分算用状	同	二宮荘	1443
4	文明 4・12・一	1472	和泉国日根野入山田岡村年貢算用状	同	日根野莊	106
5	文明 5・11・晦	1473	和泉国日根野村年貢算用状	同	日根野莊	107
6	文明 5・12・29	1473	播磨国田原莊年貢并借物方算用状	同	田原莊	457
7	文明 6・12・27	1474	播磨国田原莊本所分算用状	同	田原莊	459
8	文明 8・12・一	1476	播磨国田原莊御料所方年貢算用状	唐橋在致	田原莊	464
9	文明 9・2・一	1477	備中国駅里莊下用算用状	同	駅里莊	1459
10	文明 9・10・一	1477	播磨国田原莊本所分段銭礼物算用状	同	田原莊	465
11	文明 10・10・一	1478	播磨国田原莊年貢算用状	同	田原莊	466
12	文明 14・12・一	1482	和泉国日根野村年貢算用状	同	日根野莊	116
13	文明 15・2・一	1483	和泉国日根野村年貢算用状	同	日根野莊	117
14	文明 16・12・一	1484	和泉国日根野村年貢算用状	同	日根野莊	122
15	文明 17・12・一	1485	和泉国日根野村年貢算用状	同	日根野莊	123

※文書番号は「国書寮蔵刊 九条家文書」所収文書番号

て重要な役割を果たしているといえる。

更に、康正三年（四四七）五月四日条には、「二宮代官齋藤新右衛門折大小十合計進之、精進・不精進物共也」とあり、この頃二宮荘の代官に、齋藤新右衛門という人物が補任されていたことがわかる。この齋藤新右衛門は室町幕府の奉行人齋藤基尚である。この齋藤氏から、大小の折十合が経覚のもとに進上されており、その内容は精進の物と不精進の物などであった。不精進の物とは、鳥・魚類であろうか。満家の『九条満家公引付文安二年』に「白鳥一、鶉三十、二宮代官織田豊後守進上、正・八、何も入箱」と見え、二宮荘の代官からの贈答の慣習は既に見られるところであった。恐らくは実質的に二宮荘の支配に関与していた経覚のもとに贈られたのである。

以下、『経覚私要鈔』にみえる二宮荘の代官と思われるのは以下の通りである。

〔寛正元年（四六〇）一〇月二三日条〕

於家領二宮先代官（号徳源庵、）毎事任雅意之間（後略）

この記事によって、徳源庵という僧体の者が代官であったことがわかる。この徳源庵は、烏丸資任の被官が扶持する者であったという。あるいは京都の土倉であろうか。

〔寛正四年閏六月一四日条〕

二宮代官在安先日返事申之（後略）

この在安は、九条家の侍石井在安のことである。石井氏はこれ以降も政基・尚経の時代に主として家侍として活動している一族である。

しかし、この間の在地の代官との折衝などの莊務の統括は、一貫して家司唐橋氏が行っていたと考えられる。例えば、『経覚私要鈔』康正二年（四四五）

三月一六日条に「在治朝臣申云、於家領二宮有喧嘩事之由注進之云々、可有檢断歟旨仰了」、また同二年三月一七日条には「在治朝臣出京了、二宮事為仰代官」とあり、唐橋在豊・在治親子が二宮荘の莊務を行っている。

唐橋氏は、このほか表2でみられるように九条家領莊園全体の莊務に関わっており、その過程で九条家の経済全体を掌握し、家領の経営を担っていたのである。当然、危機的状況にある家経済の運営に際して、家領からの年貢を担保として多くの借銭をせざるを得ない状況に追い込まれていた。これは、当時の状況からして致し方なかったと考えられるが、九条家当主側からみてこうした状況への正しい認識があったのかどうかは疑問である。こうした認識の差のちに唐橋在数の殺害という事態の一つの伏線となっていたのかもしれない。

## 五 二宮荘の経済的状况

この家領に関しては、文明三、四両年の散用状が残されているが、両通ともに唐橋在治の作成による。文明四年（四七二）の散用状（九条四三）の一部は次の通りである。

二宮本郷方散用色々事

合文明四年分

一、国方へ正月礼物分……………A

一貫文 伊勢守方

（中略）

百文 くら田へ使はたこ銭

以上二貫六百五十文

六文子

り壹貫四百卅一文（文明二二月より十月まで）

本(利)り四貫八十一文

一、京都へ色々分……………B

五百文 二月大藏卿方へ礼物

（中略）

三百文 京都より坂本へ度々注進等申候ひこ七(位)関(尾)ちん、あし(酒)かるさかて

等

（中略）

以上九貫三百八十七文

一、国にて下行方……………C

十七貫五百文 御宮方年中の下行、毎月朔日御神供米等代也

（中略）

以上百拾五貫二百八十七文

一、御年貢錢本郷分……………D

八十貫六百七十二文内

十六貫五百文ハ去年さん用状

申入同前

定残御年貢

六十四貫百七十二文

仍而百十五貫二百八十七文内

六十四貫百七十二文且立用也

一、相残借物分……………E

五十一貫百十五文文明四年分

一、十月十二日篠木陣兵糧錢地下より沙汰之内……………F

助成分

拾貫文 先地下として引送なり

一、文明元年散用之内借物分……………G

本錢八拾八貫百五十文利一倍分

百七十六貫三百文（文明元年分也）

文明二年散在三川守方、就押領無御年貢間、先借物依為返弁也、如此

右、散用状如件、……………H

文明四年十二月 日 在治(花押)

この散用状の考察から、当時おかれていた二宮荘の状況の一端について明らかにすることができる。まずは項目ごとにA～Hにわけて考えてみたい。

Aは、国方への正月の礼物についてである。これは尾張国の守護への礼物と考えられ、在地の代官は主として守護代やその被官クラスの人間であることが多く、こうした点から毎年正月に礼物としていくばくかの金品の贈答が行われたのである。しかし、その記載内容から借錢によるものであったと思われる。

Bは、京都、すなわち本所である九条家及びその周辺への経費である。京都と二宮荘とのやりとりのための使者の旅籠賃や関銭分、また坂本への費用などが計上されている。坂本は、当時政基が二宮荘から移り住んでいたところであり、実質的に当時の九条家の本拠となっていたことがわかる。

Cは、二宮荘内で消費された経費であり、最も額が大きい。二宮荘は単なる家領荘園ではなく、大泉社という尾張国二宮と一体となっていたところから、大泉社の社用に供される経費も二宮荘から支出していたのである。

Dは、二宮荘の本郷とよばれた中心的な地域からあがってくる年貢額である。しかし、これと昨年に算用された分（いわゆる前借り分）を差し引くと六四貫余となってしまう状況であった。この額が九条家で消費できる年貢額であろう。

Eは、本年の借錢分の合計である。

Fは、篠木（佐々木）の陣より地下に賦課された兵糧錢の助成分である。これも本所より支出している。

Gは、文明二年の借用分の額である。利子がついて倍増している。

Hは、文明二年分の借錢で、その土地は散在地（荘域外か）であったが押領のため年貢の収納ができなかったということを示している。

以上のようにみとくと、二宮荘からあがってくる年貢はほとんどが消費され、九条家で消費できる額はわずかである。これとて不足分は借錢で賄うなど、その経営は借錢なくしては成り立たない悪循環に陥っていることがわかる。借錢の利払いなどの支払いは、翌年以降の年貢を充当していたのである。

また、文明一一年頃のものとは推定される室町幕府奉行人引送分注文（九条四四）は、幕府奉行人飯尾元連が尾張国に下向するに際して二宮荘支配の助力に対する礼物の注文であるが、恐らく二宮荘経営の維持のため幕府奉行人にまで働きかけている様子を示すものであろう。九条家では、あらゆる手段を講じて維持をはかろうとしていたのである。

このような状況にあっても家司を通じて、在地の代官請による九条家領の経営は、細々ながらも続けられていった。それほどまでに固執したのは、これこそが彼らを支える唯一の経済的基盤であったからであり、こうした事態にたちいたつても当時の公家達は何とか生き延びることができた。他の家領とて同様の事態であったが、実態のある家領の経営は、ほぼ同様な形で行われていたのである。そして、こうした経営は家司や侍層など九条家ゆかりの人々が担っていた。彼らとてこの経営に参画することによって厳しい社会を生き延びようとしたのである。こうした営みが当該期の公家領荘園の一般的な姿でもあったといえるであろう。<sup>11)</sup>

おわりに

以上、室町期の九条家領荘園の一つである尾張国二宮荘の状況についてみてきた。おわりにあたり、簡単なまとめと展望について述べてみたい。

当荘は、室町後期という荘園制崩壊期の時代にあつても、経営に現実的な実態をもつ家領の一つと認識され、それ故政基も短期間ではあつたが、下向・在荘した経験をもつ荘園であつた。その点、九条家経済にとつて現実的な家領の一つであつた。当時一般的であつた代官請とはなつていたが、それが反古にされないように家司や侍を派遣して現地での交渉にあたらせていた。

また、この時期まで退転することなく維持できたのは、当荘が一円領として獲得したことが大きかったと推測される。

のちに政基は、同じく一円領として成立した家領の一つ和泉国日根野荘に在荘し直務支配に及んでおり、このことは著名な事実として知られるが、政

基の生涯の中で若き日に一族を引き連れて二宮荘に在荘した経験は日根野荘への下向の前提となっていたと思われる。この若き日の経験が日根野荘への下向の背景の一つと推測される。

しかし、当該期の二宮荘の経営は代官請を基本としつつも、家司の唐橋氏や富小路氏などの参画によって維持されており、廣田浩治の指摘のように家司・家僕・雑掌などの役割は大きいと考えられる。また、代官の改替もしばしば行われ、在地ばかりでなく様々な階層の代官を任命し、九条家の意図を貫徹しようとしていた状況を窺うことができる。

こうした構図は、中流公家の山科家などでも同様で、山科家領の経営に果たした雑掌大沢氏の役割が大きいことはつとに知られている。勿論、こうした主家―家司体制による家領経営は、室町期固有のものではないが、家領の退転という厳しい状況下において、むしろこの時期極めて強く作用するところとなったのである。

以上、粗雑な考察となつてしまつたが、今後は荘園体制の崩壊期である織豊政権期における公家社会の対応などについて、政治的・経済的な両面から考えてみたい。

大方の御批正を頂戴できれば幸いである。

#### 補注

(1) 代表的なものとして、竹内理三「講座日本荘園史第三十、三十一講」(『日本歴史』一五一・一五二号、一九六一年)・上原栄子「鎌倉時代の摂関家の経済的基盤」(『歴史教育』一一一六号、一九六三年)・飯倉晴武「九条家領の成立と道家物処分状について」(『書陵部紀要』二九号、一九七七年)などがある。飯倉

論文は同著『日本中世の政治と史料』(吉川弘文館、二〇〇三年)に再録。

(2) 『新修和泉佐野市史 史料編中世Ⅱ』(和泉佐野市、二〇〇一年) 卷末の文献目録によって、近年の日根野荘研究の成果が網羅されている。

(3) 代表的な専論書として中世公家日記研究会「戦国期公家社会の諸様相」(和泉書院、一九九二年)・安西欣治「崩壊期荘園史の研究」(岩田書院、一九九四年)・菅原正子「中世公家の経済と文化」(吉川弘文館、一九九八年)・金井静香「中世公家領の研究」(思文閣出版、一九九九年)・岡野友彦「中世久我家と久我家領荘園」(続群書類従完成会、二〇〇二年)などがあげられるが、このほかにも公家領荘園の考察が進展している。

(4) 井原今朝男「室町期東国本所領荘園の成立過程」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇四集、二〇〇三年)など。

(5) 安西欣治は「荘園領主として自己の存命のためにあらゆる手段を講じたことであろうし、この乱世といわれる時期にも細々と再生産活動をなし戦国期を乗り越えて織豊期に至り、やがては明治維新を迎えるわけであり(後略)」(注(3)前掲『崩壊期荘園史の研究』二三二―二三三頁)と述べており、その趣旨に賛同できる。荘園制の崩壊期といわれる室町期の公家領荘園の検討は公家社会の研究にとって必須のものといえると思う。

(6) 拙稿「中世後期九条家の家司について―唐橋氏を中心として―」(『史境』二八号、一九九四年)。

(7) 廣田浩治「中世後期の九条家家僕と九条家領荘園―九条政基・尚経期を中心に―」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇四集、二〇〇三年)。

(8) 大泉社(二宮荘)についての専論は、小島鉦作「尾張国大泉神社考―九条家による荘園的領知を中心として―」(『神道及び神道史』第三九・四〇号、一九八三年初出)のち同著「神社の社会経済史的研究 小島鉦作著作集第三卷」(吉川弘文館、一九八七年)に再録。また、犬山市史編纂委員会編『犬山市史上巻』(犬山市、一九九七年)「第二編 中世第一章 武家社会の成立と犬山地域 第四節 二宮大縣社と社領」(上村喜久子執筆)でその概略が述べられているが、史料の

な制約もあり先行研究は十分とはいえない状況である。また、瀬野精一郎編『日本荘園史大辞典』（吉川弘文館、二〇〇三年）には個別荘園としては立項されていない。

(9) 九条政基は、生涯で三度家領荘園への下向を果たしている。尾張国二宮荘・和泉国日根野荘・山城国小塩荘である。このうち日根野荘については、日記『政基公旅引付』を遺しており、また滞在期間も長く膨大な研究成果がある。初度の下向は、二宮荘であったが、現地での様子を窺わせる史料は残っておらず、また滞在も比較的短期間であったため、この下向が政基にとってどのような意味をもったのかは不明といわざるをえない。しかし、政基の人生にとって初度の下向の経験がのちの日根野荘への下向の前提となっていたことは間違いないと考える。その意味でも室町期の九条家領荘園における二宮荘の位置について考えておくこともあながち無駄ではないと思う。

(10) 「九条満家公引付」（『図書寮叢刊 九条家歴世記録二』宮内庁書陵部、一九九〇年）二二頁。

(11) 田沼陸「荘園領主段銭ノート―賦課仕組みに触れて―」（『史境』二五号、一九九二年）。のち同著『中世後期社会と公田体制』（岩田書院、二〇〇七年）に再録。

(12) 注（一）前掲飯倉論文。

(13) 「九条家文書」の出版は、（九条〇〇〇号）のように文書番号のみを記す。いずれも『図書寮叢刊 九条家文書一〜七』（宮内庁書陵部、一九七二〜七年）による。

(14) 注（10）前掲書、七七頁。

(15) これらのほとんどは、注（13）前掲『図書寮叢刊 九条家文書一〜七』の成果による。

(16) 『大日本古文書家別文書之十九 醍醐寺文書之三』（東京大学史料編纂所、一九六〇年）五六一―五六一号。

(17) 瀬野精一郎編『日本荘園史大辞典』（吉川弘文館、二〇〇三年）六頁「安食荘」

（上村喜久子執筆）。

(18) 『新訂増補国史大系第二十六卷 延喜式』（吉川弘文館、一九六五年）二二〇頁。

(19) 『愛知県地名 日本歴史地名大系23』（平凡社、一九八一年）三三三頁。

(20) 注（一）前掲飯倉論文。

(21) 二宮荘から月宛五百疋は、観音懺法を行う費用として定めている（『図書寮叢刊 九条家歴世記録二』九二頁）。

(22) 注（三）前掲安西著書、一四二〜一四五頁。

(23) 網野善彦・石井進編『講座日本荘園史4 荘園の解体』（吉川弘文館、一九九九年）に集成された諸論文の成果による。

(24) 辻善之助等校訂。一九七八年、臨川書店復刻。

(25) 経覚と政忠・政基など九条家の人々との関係は、経覚の日記『経覚私要鈔』にくわしくみえるところである。以下の同書からの引用は、高橋隆三・小泉宜

右校訂『史料纂集 経覚私要鈔一〜六』（続群書類従完成会、一九七一〜二〇〇二年）による。また『愛知県史資料編9 中世2』（愛知県、二〇〇五年）を参照した。

(26) 公家などの在国については、富田正弘「戦国期の公家衆」（『立命館文学』五〇九号、一九八八年）や注（三）前掲菅原著書参照。

(27) 『大乘院寺社雑事記』文明三年正月一日条による。

(28) 政基たちの坂本での滞在の背景については、はっきりとしたことはわからないが、伯父の道尊が園城寺の長吏として坂本に居住し力をもっていたことが大きいと思われる。奈良大乘院の経覚といい、一族中の宗教権門に入った人々の助成については、見逃してはならない事実と思われる、こうした人的なネットワークの解明は政治史的にも経済史的にも重要な課題である。

(29) 『新修大津市史 中世』（大津市、一九七九年）では、こうした公家達の坂本滞在について触れるところがない。史料的な制約が大きく、寄寓の事実のみは確認できるが、詳しい経緯などについての考察は、今後の課題といえるであろう。

(30) 『経覚私要鈔』文安五年一〇月五日条に「前関白殿嫡男被出家了、依為病者

也、廿八歳也」とみえ、政忠の父加々丸は二八歳で出家したのである。病によ  
るとされ、またその名前からみて元服せずに出家したのであろう。

(31) 注(6) 前掲拙稿。

(32) 文安五年の時点では、政忠を家督とし、政基は大乗院の附弟にすべしとの  
満家の意図があった(『圖書寮叢刊 九条家歴世記録二』九三頁)。

(33) 正応六年三月一七日の九条忠教の九条家文庫文書目録には「一合(大黒宮・  
白河庄)」「九条一五〇三号」とあり、二宮荘と白河荘の文書が一合分存在して  
いたことを伝えている。しかし、現存の「九条家文書」中には、二宮荘の關係  
文書はわずかしか伝わっていない(『圖書寮叢刊 九条家文書五』一四三六〜  
一四四五号文書)。

(34) 拙稿「史料紹介『九条満家公引付文安二・三年』」(『書陵部紀要』五三三号、  
二〇〇二年) 四八・四九頁。

(35) 『統群書類従 第六輯上』(統群書類従完成会、一九二八年) 所収。

(36) 注(35) 前掲『織田系圖』には、「敏定 居住于尾張国犬山城」「繁信 尾州  
上四郡犬山城」「信安 天正十九辛卯十月二十四日卒」と記載された三代の織田  
氏がいるが、信安の没年から推測すると祖父敏定は、一六世紀初頭あたりの人  
物と推定される。犬山周辺を根拠とした一族がいたことは確実である。

(37) 苗代田敏明「中世後期地下官人の一形態―九条殿諸大夫富小路氏について  
―」(『日本社会史研究』三〇号、一九九一年)。

(38) 富小路氏については、注(37) 前掲苗代田論文のほか、平山敏治郎「堂上  
格富小路家成立の顛末」(『日本常民文化研究』八輯Ⅱ、一九八二年) や井上宗  
雄「『三源一覽』の著者富小路俊通とその子資直と」(『立教文学』一七号、  
一九六六年) などがある。

(39) 注(34) 前掲拙稿、四二頁。

(40) 当該事件については、湯川敏治「戦国期における公家裁判の一例―唐橋在  
数殺害事件顛末を中心に―」(『史泉』六九号、一九八八年) などを参照。

(41) 当時一般的であった荘園の代官請負については、新田英治「室町時代の公

家領における代官請負に関する一考察」(『日本社会経済史研究 中世編』吉川弘  
文館、一九六七年) を代表とする成果がある。新田論文は万里小路家領を対象  
としているが、その分析視角は学ぶべき点が多い。

(42) 注(7) 前掲廣田論文。

(43) 山科家と大沢氏との家領荘園の経営をめぐることは、注(3) 前掲菅原著書  
に詳しい。

(44) 室町後期の公家領荘園の支配は、荘園領主が直務への志向をもちながらも  
現実的には代官請に頼らざるを得ない状況がある。また家領荘園の退転は給分  
や給地をもらう立場の家司や侍層などの経済的困窮と連動しており、彼らも主  
家同様実態のある家領荘園の経営に関与していかざるを得なかったと思う。一  
方、侍層などは、守護や国人の被官となり、土地集積などにも関与していくが、  
こうした活動は主家における経済的困難に伴う独自の経済活動の一環とみてよ  
いだろう。